

**消費税率変更に伴う経過措置のご案内**

平成24年8月22日付の官報で、消費税率の引き上げを含む「社会保障と税の一体改革関連法」が公布されました。

**請負契約の時期によって、支払総額が変わります！  
設備投資をお考えの方は、お早めに！**

**消費税率引き上げ時期と引き上げ幅について**

- ① 平成26年4月1日(第1条)  
消費税率が現状の**5%**から**8%**に引き上げられます。
- ② 平成27年10月1日(第2条)  
平成26年4月1日に引き上げられた**8%**から**10%**に引き上げられます。

**まだまだ先の話？ いえいえ、下記の通り、  
請負工事には経過措置があります！**

**改正に伴う経過措置について (消費税法附則)**

原則として、契約日が施工日前であっても、課税資産の譲渡等が施行日(平成26年4月1日、平成27年10月1日)後の場合には、改正後の税率が適用されることとなりますが、請負工事や資産の貸付等に関しては、経過措置が講じられます。

**POINT**

**工事請負契約締結の時期、課税資産の譲渡の時期により、税率が異なります！！  
右欄をご覧ください。**

**工事に係る請負契約に関する経過措置**

税率 時期	5%		8%		10%
	H25.10.1	H26.4.1	H27.4.1	H27.10.1	
A 税率:5%	締結 ○	譲渡 ◎			
B 税率:5%	締結 ○	譲渡 ◎			
C 税率:5%	締結 ○		譲渡 ◎		
D 税率:5%	締結 ○			譲渡 ◎	
E 税率:5%	締結 ○				譲渡 ◎
F 税率:8%		締結 ○	譲渡 ◎		
G 税率:8%		締結 ○		譲渡 ◎	
H 税率:8%		締結 ○			譲渡 ◎
I 税率:8%			締結 ○	譲渡 ◎	
J 税率:8%			締結 ○		譲渡 ◎
K 税率:8%				締結 ○	譲渡 ◎
L 税率:10%					締結 ○ 譲渡 ◎

**POINT**

- ① 工事請負契約の締結が、平成25年10月1日前の場合、譲渡の時期に係わらず、**税率は5%**。
- ② 工事請負契約の締結が、平成27年4月1日前の場合、譲渡の時期に係わらず、**税率は8%**。

契約金額が5,000万の場合、  
税率差額:3%の場合は150万円、税率差額:5%の場合は250万の差額が発生します。

長期割賦販売(リース契約)等についても、契約内容によっては、経過措置があります。

**近い将来に、設備投資や機器更新をお考えの方へ  
平成25年9月30日までの工事請負契約を  
お勧めします！！**

共立冷熱では、中長期における設備計画・予算計画のお手伝いをいたします。是非、お気軽にご相談ください。